

**災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への
限定された立入りに関する現地実施協定**

この現地実施協定（以下「協定」という。）は、正式に合衆国政府の権限を与えられた代表者としての米海兵隊太平洋基地司令官及び金武町長（以下「申請者」という。）との間で作成され、署名の日に効力を発する。

日本国政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）の規定に従って、在日合衆国軍隊（以下「在日米軍」という。）が一定の施設及び区域（以下「在日米軍の施設及び区域」という。）を使用することを認めている。

米海兵隊太平洋基地司令官は、2007 年 4 月 27 日に合意された都道府県又は他の地方公共団体の当局による災害準備と災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りに関する合同委員会覚書の権限の下、申請者に対し、この協定の署名の日から 2022 年 9 月 1 日まで、災害準備及び災害対応のため、下記に掲げられた施設及び区域の一部への限定的な立入りを許可することを決定した。また、米海兵隊太平洋基地司令官は、上記の合同委員会覚書のパラグラフ 3 に規定された人員に対し、立入りを許可することを決定した。本協定の更新は、米海兵隊太平洋基地司令官の裁量による。

施設及び区域番号
FAC6011

施設及び区域名
キャンプ・ハンセン

第 A 部 在日米軍は、次の条件に従って、災害準備のための限定された立入りを申請者に認めることに同意する。

1 申請者は、災害準備のための限定された立入りが、米海兵隊太平洋基地司令官及びキャンプ・ハンセン司令官の全般的な監督の下に置かれ、また、現地の在日米軍の規則の適用を受けることに同意する。合衆国政府又はその指定された代表者のいずれも、在日米軍の施設及び区域への立入りに関連するいかなる費用又は経費も負担しない。

1.1 災害準備のための訓練を行うため、申請者は米海兵隊太平洋基地司令官に対し、立入りのための公式の申請を少なくとも実施の 30 日間前までに送付する。

1.2 申請者は、災害準備のために指定された区域にいかなる臨時の設備を設置する場合にも、事前に米海兵隊太平洋基地司令官の承認を得る。これらの臨時の設備は、申請者の費用

負担で設置される。災害準備のための行事の終了時には、全ての臨時の設備が撤去される。申請者は、在日米軍の施設及び区域においてより恒常的な設備を造ること又は災害準備のための物資を備蓄することを望む場合、日米地位協定第 2 条 4 (a) に基づく共同使用の合意を実行する必要がある。

1.3 申請者に許可された立入りに起因して合衆国政府の財産へのいかなる損害が生じた場合も、申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者が受け入れることができるような形で当該損害を迅速に修理するか又は修理させる。

2 災害準備のための限定された立入りは、在日米軍の活動を妨げないものとし、また、別添の位置図に示される区域に制限される。

3 在日米軍は、米海兵隊太平洋基地司令官によって決定された優先的使用権を有する。

4 保安、安全、通行、出入、及びその他の管理措置は、米海兵隊太平洋基地司令部憲兵隊との間で調整され、承認される。

5 申請者は、国、都道府県及び現地の環境、安全、通行、防火及び衛生に関する規則及び法令を遵守する。在日米軍は、右の遵守に関し責任を負わない。申請者は、全ての現地の在日米軍の規則を遵守する。

6 上記パラグラフ 4. 及び 5. の規定に従って、申請者は、在日米軍の施設及び区域への立入りを許可された人員の行動に対し責任を有する。

7 申請者は、申請者の行動に起因し、又は付随して生じる人又は財産に対するいかなる傷害又は損害に対しても責任を負うものとし、合衆国政府はこのような傷害又は損害に責任を負わない。申請者は、このような傷害又は損害について、合衆国政府又は第三者に補償しなければならない。このことは日米地位協定第 18 条の関連条項に影響を及ぼすものではなく、またそのように解釈してはならない。

8 申請者は、キャンプ・ハンセンの立入りに関して、権限ある軍事当局によって発布された全ての適法な命令、指示及びその他の要請事項を遵守する。

9 申請者（及び日本国政府）がこの協定に規定された立入条件を遵守しない場合、立入りは、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者により終了され得る。

第B部 在日米軍は、以下の条件に従って、災害対応のための限定された立入りを申請者に認めることに同意する。

1 申請者は、災害対応のための限定された立入りが、米海兵隊太平洋基地司令官及びキャンプ・ハンセン司令官の全般的な監督の下に置かれ、また、現地の在日米軍の規則の適用を受けることに同意する。合衆国政府又はその指定された代表者のいずれも、在日米軍の施設及び区域への立ち入りに関連するいかなる費用又は経費も負担しない。

1.1 自然災害に対応するための立入許可を得るため、申請者は米海兵隊太平洋基地司令官又はキャンプ・ハンセン司令官に連絡を取る。

1.2 申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、災害対応のための立入りに際して必要とされる十分な健康及び安全、ユーティリティ、食料、水、医療、避難場所、保安並びに他のニーズのための計画及び供給を行う責任を有する。

1.3 申請者は、災害対応のために指定された区域にいかなる臨時の設備を設置する場合にも、事前に米海兵隊太平洋基地司令官の承認を得る。これらの臨時の設備は、申請者の費用負担で設置される。災害対応のための行事の終了時には、全ての臨時の設備が撤去される。申請者は、在日米軍の施設及び区域においてより恒常的な設備を造ること又は災害対応のための物資を備蓄することを望む場合、日米地位協定第2条4(a)に基づく共同使用の合意を実行する必要がある。

1.4 申請者に許可された立入りに起因して合衆国政府の財産へのいかなる損害が生じた場合も、申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者が受け入れることができるような形で当該損害を迅速に修理するか又は修理させる。

1.5 災害対応の立入期間が30日を超える場合、申請者は、立入期間延長のための正式の申請を米海兵隊太平洋基地司令官に送付する。

2 災害対応のための限定された立入りは、在日米軍の活動を妨げないものとし、また、別添の位置図に示される区域に制限される。

3 在日米軍は、米海兵隊太平洋基地司令官によって決定された優先使用权を有する。

4 保安、安全、交通、出入、及びその他の管理措置は、米海兵隊太平洋基地司令部憲兵隊との間で調整され、承認される。

5 申請者は、国、都道府県及び現地の環境、安全、通行、防火及び衛生に関する規則及び法令を遵守する。在日米軍は、右の遵守に関し責任を負わない。申請者は、全ての現地の在日米軍の規則を遵守する。

6 パラグラフ 4. 及び 5. の規定に従って、申請者は、在日米軍の施設及び区域への立入りを許可された人員の行動に対し責任を有する。

7 申請者は、申請者の行動に起因し、又は付随して生じる人又は財産に対するいかなる傷害又は損害に対しても責任を負うものとし、合衆国政府はこのような傷害又は損害に責任を負わない。申請者は、このような傷害又は損害について、合衆国政府又は第三者に補償しなければならない。ただし、重大な過失等の不法行為及び犯罪行為によって生じた傷害又は損害については、当該傷害又は損害を与えた当事者がその責務を負う。なお、その場合においては、傷害又は損害を与えた者に対する請求権について、申請者と米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された者とが協議し定めるものとする。このことは日米地位協定第 18 条の関連条項に影響を及ぼすものではなく、またそのように解釈してはならない。

8 申請者は、キャンプ・ハンセンの立入りに関して、権限ある軍事当局によって発布された全ての適法な命令、指示及びその他の要請事項を遵守する。

9 申請者（及び日本国政府）がこの協定に規定された立入条件を遵守しない場合、立入りは、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者により終了され得る。

別添：限定された立入り区域の位置図

申請者

仲間一

(署名)

金武町長

仲間 一

平成29年9月/日

合衆国政府のために



(署名)

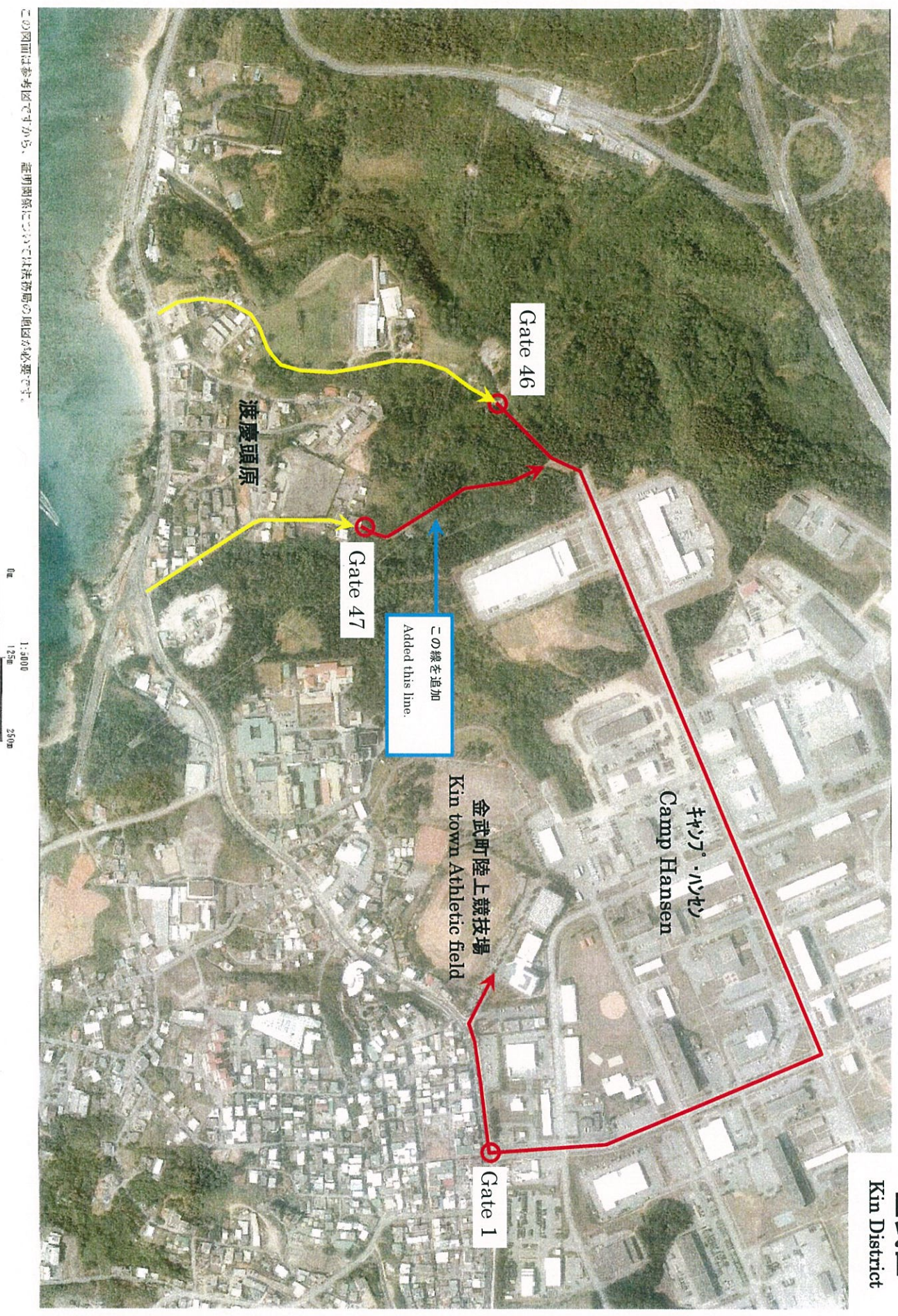
米海兵隊准将

米海兵隊太平洋基地司令官

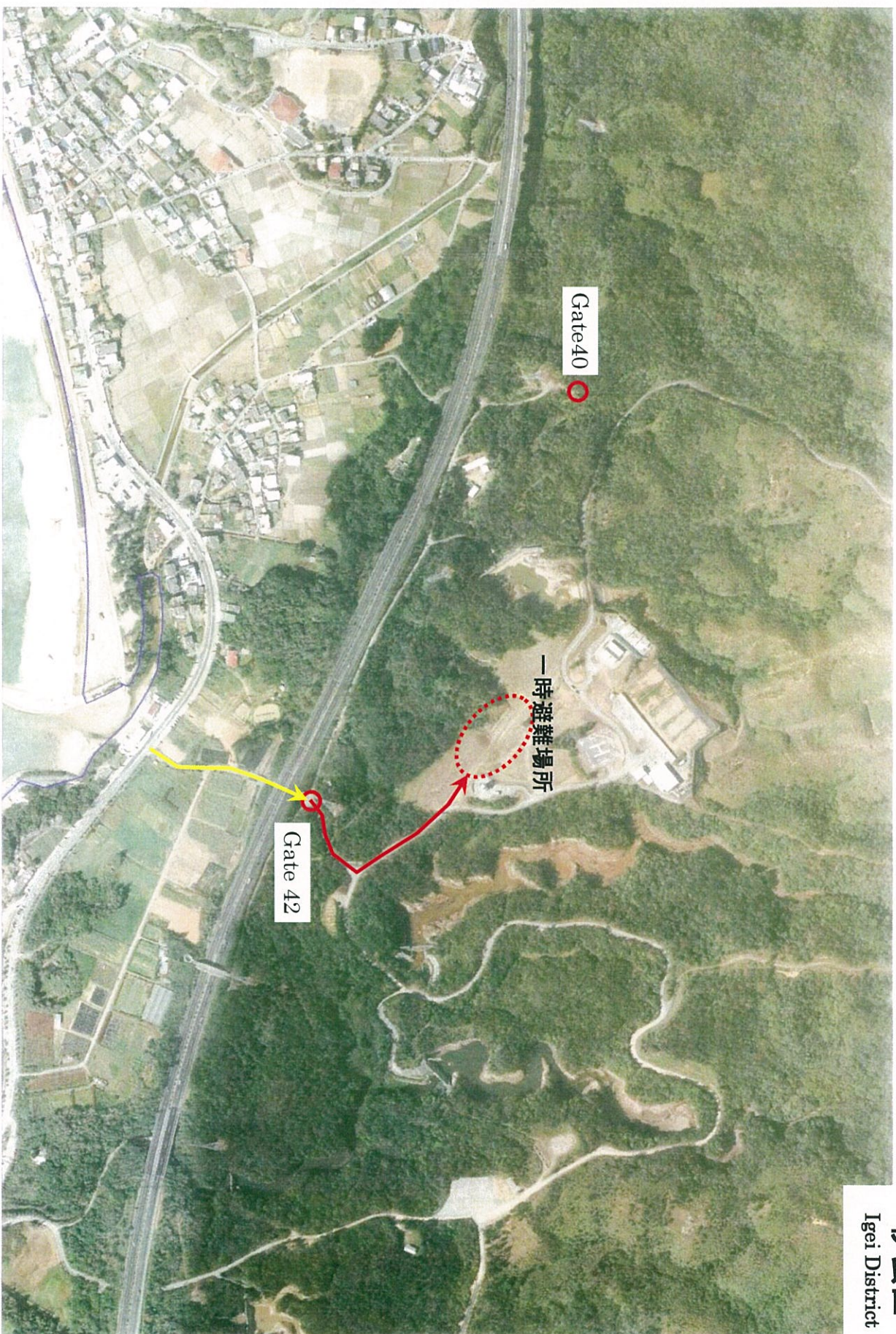
ポール・J・ロック

年 月 日 01SEP17

金武区
Kin District



伊芸区
Igei District



この図面は参考図ですから、証明関係については法務局の地図が必要です。